

# 令和5年3月13日からのマスク着用の考え方①

作成年月日

令和5年3月8日

作成部局

兵庫県新型コロナウイルス  
感染症対策本部事務局

マスクの着用は個人の判断を基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮

## 《県民の皆さまの対応》

～令和5年3月12日		令和5年3月13日～			
屋外	原則不要	<b>個人の判断を基本</b>			
屋内	原則着用				
<input type="radio"/> マスクの着用を求める <small>〔感染を広げず、重症化リスク者を感染から守るため〕</small>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状がある場合、新型コロナ検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合にやむを得ず外出するとき</li> <li>・事業者が感染対策上又は業務上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるとき (例:県立病院では従来通り来院者にもマスク着用を要請)</li> </ul>			
		<input type="radio"/> マスクの着用を推奨 <small>〔感染を広げないため〕</small>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問するとき</li> <li>・通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき</li> </ul>	
		<input type="radio"/> マスクの着用が効果的 <small>〔感染から守るため〕</small>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）が感染拡大時に混雑した場所に行くとき</li> </ul>	

※学校教育活動における令和5年4月1日からのマスクの取扱いは、文部科学省通知を踏まえ別途対応予定

## 《県職員の対応》

～令和5年3月12日		令和5年3月13日～	
屋外	原則不要	<b>個人の判断を基本</b>	
屋内	原則着用		
<input type="radio"/> 原則、マスクを着用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の従事者（県立病院）</li> <li>・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への出張時</li> <li>・県民への窓口業務（県税事務所、健康福祉事務所等）</li> </ul>	

# 令和5年3月13日からのマスク着用の考え方②

## 《県職員の対応》

マスク着用を想定する場面		県の機関 ※1	国の取扱 ※2
医療機関の勤務時	医療機関の従事者	県立病院	高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨
高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への出張時		県立病院等	高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用を推奨
県民への窓口業務時	県民局内の窓口業務従事者	県税事務所、健康福祉事務所、土木事務所等	事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される
	地方機関の窓口業務従事者	兵庫県民総合相談センター、自治研修所、職員会館、兵庫陶芸美術館、消費生活総合センター、県立男女共同参画センター、広域防災センター、こども家庭センター、女性家庭センター、県立身体障害者更生相談所、県立知的障害者更生相談所、動物愛護センター、県立工業技術センター、旅券事務所、県立農林水産技術総合センター、家畜保健衛生所等	
学校等における勤務時 (4月1日以降は県立学校における取扱いに準拠)		県立明石学園、県立総合衛生学院、県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校、県立高等技術専門学院、兵庫障害者職業能力開発校、県立森林大学校、県立淡路景観園芸学校	3月31日までは原則着用 (4月1日以降の考え方は、別途、文部科学省が通知予定)

※1 上記以外の県立施設（指定管理施設を含む）も、県の機関の取扱いに準じる

※2 「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

**【問い合わせ先】**（県民の皆様について）兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 電話：078-362-9833（内線3145）  
（県職員について）総務部職員課管理班 電話：078-362-3121（内線2585）